

担	岐阜労働局職業安定部職業対策課
課長	大前 信
高年齢者対策担当官	堤 満
電話	058(263)5563 内線23

改正高年齢法に基づく高年齢者雇用確保措置の実施状況について

〈ポイント〉

- 平成18年6月1日現在、岐阜県内の51人以上規模企業1,305社^(注1)について集計。特に中小企業(300人以下規模企業)の実施状況は今回初集計。
- 改正高年齢者雇用安定法に基づく雇用確保措置(「定年の廃止」、「定年の引上げ」又は「継続雇用制度の導入」)^(注2)を88%の企業が実施済。全国の84%より4ポイント上回る。(全国13位)
大企業は99% 中小企業は87%
- 雇用確保措置の実施義務化の対象年齢^(注3)は、平成18年度の「62歳」から段階的に引き上げられるが、平成25年度に義務づけられる「65歳」まで既に引き上げた企業は84%。全国の76%より約8ポイント上回る。
- 雇用確保措置のうち「継続雇用制度の導入」を行った企業が86%と最も多く、うち、希望者全員を対象とした企業が54%、継続雇用制度の対象者の基準を労使協定で定めた企業が46%。希望者全員とする企業が全国の割合を約15ポイント上回る。
- 雇用確保措置を未実施のすべての51人以上規模企業に対し、本年内を目途に、岐阜労働局、各ハローワークの幹部等による個別指導を集中的に実施。

(注1) 高年齢者雇用安定法第52条第1項により、事業主は6月1日現在の定年及び継続雇用制度の状況等を厚生労働大臣に報告することとされており、今般、当該報告(以下「6月1日報告」という。)を提出した51人以上規模企業1,305社について、高年齢者雇用確保措置の実施状況を集計

(注2) 改正高年齢法により、本年4月1日から、高年齢者雇用確保措置の実施を各事業主に義務づけ

(注3) 改正高年齢法により義務づけられる高年齢者雇用確保措置の対象年齢は、次のとおり

平成18年4月1日～平成19年3月31日：62歳
平成19年4月1日～平成22年3月31日：63歳
平成22年4月1日～平成25年3月31日：64歳
平成25年4月1日以降：65歳

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況（別紙表1）

改正高齢法の施行状況について、6月1日報告を提出した51人以上規模企業1,305社における高年齢者雇用確保措置（以下、「雇用確保措置」という。）の実施状況を取りまとめた結果、実施済み企業は、1,305社中1,146社、87.8%となっている。全国の実施済み企業割合84.0%と比べると3.8ポイント上回っており、全国13位となっている。

一方、改正高齢法に沿った雇用確保措置を未実施である企業（以下「未実施企業」という。）は、159社、12.2%である。

(2) 企業規模別の状況（別紙表2）

実施済み企業の割合を中小企業（51～300人規模企業）と大企業（301人以上規模企業）別に見ると、前者の実施済み企業の割合は、86.6%（全国82.0%）、後者の実施済み企業の割合は、98.5%（全国94.4%）となっており、いずれも全国の割合を4ポイント以上上回っている。

2 雇用確保措置の具体的内容

(1) 雇用確保措置の上限年齢（別紙表3-1）

雇用確保措置の上限年齢については、実施済み企業（1,146社）のうち、62～64歳を上限年齢とした企業は、187社、16.3%となっているが、改正高齢法の義務化スケジュールより前倒しし、65歳以上を上限年齢とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は、959社、83.7%となっている。全国の65歳以上を上限年齢とした企業の割合76.3%と比べると、7.4ポイント上回っている。

(2) 雇用確保措置の内訳（別紙表3-2）

雇用確保措置の内訳については、実施済み企業（1,146社）のうち、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は、156社、13.6%、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は、990社、86.4%となっている。全国の割合では、前者が12.9%、後者が85.9%であり、ほぼ同じ傾向である。

(3) 継続雇用制度の内訳（別紙表3-3）

継続雇用制度の内訳については、同制度を導入した企業（990社）のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は、533社、53.9%であり、対象者となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は、457社、46.1%となっている。全国での希望者全員とした企業の割合は、39.1%と約4割にとどまっている。

なお、この希望者全員の継続雇用制度を導入した企業と、「定年の引上げ」の措置を講じた企業を合わせた希望者全員を対象とする雇用確保措置を実施した企業は、689社、実施済み企業の60.1%となっている。

また、継続雇用制度を導入した企業（990社）のうち、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、改正高齢法に基づく特例措置によ

り就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は、133社、13.4%となっている。全国の割合18.8%と比べると、5.4ポイント下回っている。

3 今後の取組

(1) 雇用確保措置の未実施企業等に対する集中的な指導の実施

岐阜労働局、各ハローワークにおいては、これまで改正高齢法の着実な施行のため、事業主団体の協力も得ながら、企業に対する助言・指導に努めてきたところである。

6月1日報告により、51人以上規模のすべての企業について、改正高齢法施行後にあっては初めて、雇用確保措置の導入状況、今後の改定予定、改定するに当たっての課題等が個別に把握できたことから、各企業別の状況を十分に分析の上、未実施企業に対する指導を一段と強化することとしている。

具体的には、51人以上規模のすべての未実施企業に対して本年内を目途に、労働局又はハローワークの幹部等による個別指導を集中的に実施することにより、未実施企業の解消を図っていくこととしている。

(2) 63歳までの雇用確保措置の実施に向けた指導の実施

改正高齢法に基づき、平成19年4月から63歳までの雇用確保措置を講じることが義務づけられているため、現在雇用確保措置の上限年齢が62歳であって、今後も改定予定なしとしている企業等に対して、労働局、ハローワーク等において、雇用確保措置の確実な実施に向けた個別指導、集団指導等を計画的に実施することとしている。

※表1、2、3:岐阜局と全国との対比を表す。左の数は岐阜局、右の数()は全国

表1 雇用確保措置の実施状況

	①実施済み		②未実施		①+②合計	
企業数	1,146	(68,324)	159	(13,058)	1,305	(81,382)
割合	87.8%	(84.0%)	12.2%	(16.0%)	100%	(100%)
全国との差(ポイント)	3.8		▲ 3.8			

表2 規模別実施状況

		①実施済み		②未実施		①+②合計	
51~300人	企業	1,011	(56,264)	157	(12,336)	1,168	(68,600)
	割合	86.6%	(82.0%)	13.4%	(18.0%)	100%	(100%)
全国との差(ポイント)		4.6		▲ 4.6			
301人以上	企業	135	(12,060)	2	(722)	137	(12,782)
	割合	98.5%	(94.4%)	1.5%	(5.6%)	100%	(100%)
全国との差(ポイント)		4.1		▲ 4.1			

表3 雇用確保措置実施企業に関する状況

表3-1 雇用確保措置の上限年齢

	①65歳以上 (含定年制なし)		②62~64歳		①+②合計	
企業数	959	(52,105)	187	(16,219)	1,146	(68,324)
割合	83.7%	(76.3%)	16.3%	(23.7%)	100%	(100%)
全国との差	7.4		▲ 7.4			

表3-2 雇用確保措置の内訳

	①定年の定め廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		①+②+③合計	
企業数	0	(830)	156	(8,829)	990	(58,665)	1,146	(68,324)
割合	0%	(1.2%)	13.6%	(12.9%)	86.4%	(85.9%)	100%	(100%)
全国との差(ポイント)			0.7		0.5			

表3-3 継続雇用制度の内訳

①希望者全員		②基準該当者				①+②合計		
企業数	533	(22,911)	457 (35,754)				990	(58,665)
			労使協定		就業規則			
			324	(24,684)	133	(11,070)		
割合	53.9%	(39.1%)	32.7%	(42.1%)	13.4%	(18.8%)	100%	(100%)
全国との差(ポイント)	14.8		▲ 9.4		▲ 5.4			